

学校法人加計学園大学ガバナンス・コードへの対応について

令和5年9月26日

本法人では、日本私立大学協会の「日本私立大学協会憲章 私立大学版ガバナンス・コード〈第1版〉」を元に、本法人独自の自主行動基準として「学校法人加計学園 大学ガバナンス・コード」を制定し、令和2年度より運用しています。

この度、本コードへの対応状況をまとめましたのでご報告いたします。なお、対応状況を説明するに当たり、「コンプライ・オア・エクスプレイン」という手法を採用し、本コードの各項目について「コンプライ：遵守している」「エクスプレイン：遵守していない場合は説明する」という2つの区分を設け、後者にチェックが入った場合、本法人の考え方と対応状況を説明することとしています。この対応状況を理事会に報告するとともに、本法人のホームページに公開し、広くステークホルダーの皆様への説明責任を果たします。

1. 基本情報

名称	学校法人加計学園大学ガバナンス・コード（令和2年度制定）
備考	日本私立大学協会「日本私立大学協会憲章 私立大学版ガバナンス・コード〈第1版〉」に準拠
本コードの対象	岡山理科大学 (https://www.ous.ac.jp)
	倉敷芸術科学大学 (https://www.kusa.ac.jp)
	千葉科学大学 (https://www.cis.ac.jp)
点検基準日	令和5年9月1日
理事会報告日	令和5年9月26日（令和5年度第6回理事会）

2. 学校法人加計学園大学ガバナンス・コードに対する実施状況

大項目	中項目	小項目	コンプライ 遵守している	エクスプレイン 遵守していない 場合は説明する
1-1 建学の理念及び ミッションステートメント	1-1-(1) 建学の理念		✓	
	1-1-(2) ミッションステートメント		✓	
1-2 教育と研究の目的	1-2-(1) 建学の理念に基づく教育目的等		✓	
			✓	
	1-2-(2) 中期計画の策定と実現に必要な取組みについて	1-2-(2)-①	✓	
		1-2-(2)-②	✓	
		1-2-(2)-③	✓	
		1-2-(2)-④	✓	
1-2-(2)-⑤	✓			
1-2-(2)-⑥	✓			

大項目	中項目	小項目	コンプライ 遵守している	エクスプレイン 遵守していない 場合は説明する
1-2 教育と研究の目的	1-2-(3) 本法人及び大学の 社会的責任等	1-2-(3)-①	✓	
		1-2-(3)-②	✓	
		1-2-(3)-③	✓	
2-1 理事会	理事会の役割	2-1-①	✓	
		2-1-②	✓	
		2-1-③	✓	
		2-1-④	✓	
		2-1-⑤	✓	
		2-1-⑥	✓	
		2-1-⑦	✓	
		2-1-⑧	✓	
		2-1-⑨	✓	
2-2 理事	2-2-(1) 理事の責務（役 割・職務・監督責任）の明確化	2-2-(1)-①	✓	
		2-2-(1)-②	✓	
		2-2-(1)-③	✓	
		2-2-(1)-④	✓	
		2-2-(1)-⑤	✓	
		2-2-(1)-⑥	✓	
		2-2-(1)-⑦	✓	
	2-2-(2) 学内理事の役割	2-2-(2)-①	✓	
		2-2-(2)-②	✓	
	2-2-(3) 外部理事の役割	2-2-(3)-①	✓	
		2-2-(3)-②	✓	
		2-2-(3)-③	✓	
	2-2-(4) 理事への研修機会 の提供と充実		✓	
2-3 監事	2-3-(1) 監事の責務（役 割・職務範囲）について	2-3-(1)-①	✓	
		2-3-(1)-②	✓	
		2-3-(1)-③	✓	
		2-3-(1)-④	✓	
		2-3-(1)-⑤	✓	
	2-3-(2) 監事の選任	2-3-(2)-①	✓	
		2-3-(2)-②	✓	
		2-3-(2)-③	✓	

大項目	中項目	小項目	コンプライ 遵守している	エクスペイン 遵守していない 場合は説明する
	2-3-(3) 監事監査基準	2-3-(3)-①	✓	
		2-3-(3)-②	✓	
		2-3-(3)-③	✓	
2-3 監事	2-3-(4) 監事業務を支援する ための体制整備	2-3-(4)-①	✓	
		2-3-(4)-②	✓	
		2-3-(4)-③	✓	
		2-3-(4)-④	✓	
2-4 評議員会	2-4-(1) 諮問機関としての 役割		✓	
	2-4-(2) 評議員から意見を 引き出す議事運営方法の改善		✓	
	2-4-(3)		✓	
	2-4-(4)		✓	
2-5 評議員	2-5-(1) 評議員の選任	2-5-(1)-①	✓	
		2-5-(1)-②	✓	
		2-5-(1)-③	✓	
		2-5-(1)-④	✓	
	2-5-(2) 評議員への研修の 機会の提供と充実	2-5-(2)-①	✓	
		2-5-(2)-②	✓	
3-1 学長	3-1-(1) 学長の責務（役 割・職務範囲）	3-1-(1)-①	✓	
		3-1-(1)-②	✓	
		3-1-(1)-③	✓	
	3-1-(2) 学長補佐体制（副 学長・学部長の役割）	3-1-(2)-①	✓	
		3-1-(2)-②	✓	
	3-2 教授会	3-2-(1) 教授会の役割		✓
4-1 学生に対して	4-1-(1) 卒業認定・学位授 与の方針（ディプロマ・ポリ シー）、教育課程編成・実施の方 針（カリキュラム・ポリシー）、 入学者受入れの方針（アドミッ ション・ポリシー）を策定	4-1-(1)-②	✓	
		4-1-(1)-③	✓	
4-2 教職員等に対して	4-2-(1) 教職協働		✓	
	4-2-(2) スタッフ・ディベ ロップメント（SD）及びファカ ルティ・ディベロップメント（F D）	4-2-(2)-①	✓	
		4-2-(2)-②	✓	

大項目	中項目	小項目	コンプライ 遵守している	エクスペ イン 遵守していない 場合は説明する
4-3 社会に対して	4-3-(1) 認証評価及び自己 点検・評価	4-3-(1)-①	✓	
		4-3-(1)-②	✓	
		4-3-(1)-③	✓	
	4-3-(2) 社会貢献・地域連 携	4-3-(2)-①	✓	
		4-3-(2)-②	✓	
		4-3-(2)-③	✓	
4-3 社会に対して	4-3-(2) 社会貢献・地域連 携	4-3-(2)-④	✓	
		4-3-(2)-⑤	✓	
4-4 危機管理及び法令 遵守	4-4-(1) 危機管理のための 体制整備	4-4-(1)-①	✓	
		4-4-(1)-②	✓	
	4-4-(2) 法令遵守のための 体制整備	4-4-(2)-①	✓	
		4-4-(2)-②	✓	
5-1 情報公開の充実	5-1-(1) 法令上の情報公表	5-1-(1)-①	✓	
		5-1-(1)-②	✓	
	5-1-(2) 自主的な情報公開	5-1-(2)-①	✓	
		5-1-(2)-②	✓	
5-1 情報公開の充実	5-1-(3) 情報公開の工夫等	5-1-(3)-①	✓	
		5-1-(3)-③	✓	
		5-1-(3)-④	✓	

※項目の詳細については「学校法人加計学園大学ガバナンス・コード（令和2年度制定）」を参照してください。

3. 未遵守項目に対する説明

前項の実施状況において、「エクスペイン：遵守していない場合は説明する」としたものについて、本法人の考え方、対応状況を以下に示します。

点検の結果、未遵守項目はありませんでした。昨年度まで未遵守であった、【2-2-(4) 理事への研修機会の提供と充実】及び【2-5-(2) 評議員への研修の機会の提供と充実】については、本法人独自の研修資料「高等教育機関の教育環境・経営環境の変遷と学校法人の理事会制度の概要について-理事・監事・評議員の研修資料-」を作成し、今年度上半期に理事、評議員、監事を対象に研修を実施しました。今後もこのような機会を設け、研修内容の充実に努めて参ります。

以上